

広島県告示第八百二十二号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項及び第六項並びに第九条第八項の規定によって、次の広島県告示で指定した区域の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和八年七月二十三日

広島県知事 横 田 美 香

告示番号	所在地	土砂災害警戒区域	区域の名称	丸山南平（五六）
	広島県広島市東区尾長町大字丸山南平地内			
平成三十年広島県告示第百六十六号		土砂災害警戒区域	土砂災害発生原因の自然現象	急傾斜地の崩壊
		土砂災害特別警戒区域	土砂災害発生原因の自然現象	急傾斜地の崩壊